

## 中部運輸局

平成29年5月30日 14時00分発表

連絡先：中部運輸局 自動車交通部  
自動車監査官 中山、石野  
TEL 052-952-8038  
愛知運輸支局  
監査担当 伊藤、小島  
TEL 052-351-5313

**乗合バス事業者に車両停止処分**

平成29年3月13日に愛知運輸支局が名鉄バス株式会社の岡崎営業所に立入り監査を実施した結果、道路運送法に違反する事実が確認されたことから、同法第40条の規定に基づき下記のとおり事業用自動車の使用停止処分等を行いましたのでお知らせします。

## 記

- 1 行政処分事業者及び営業所  
事業者名：名鉄バス株式会社（代表取締役 小池 潤）  
住 所：愛知県名古屋市中村区名駅4丁目26番25号  
営 業 所：岡崎営業所（愛知県岡崎市明大寺町天白前23番地）
- 2 行政処分書の交付日時及び交付場所  
平成29年5月30日（火） 午前9時  
中部運輸局 愛知運輸支局（支局長：河合 基晴）  
愛知県名古屋市中川区北江町1丁目1-2
- 3 行政処分の内容  
事業用自動車の使用停止10日間（1両×10日間）、及び文書警告
- 4 監査実施の端緒  
平成29年3月1日、岡崎営業所管内「大沼線」において、終点（大沼）の2つ手前のバス停（下山支所）で運行を中断していたとの自主申告が愛知運輸支局にあったことから、立入り監査を実施した。
- 5 違反内容及び違反条項
  - ①事業計画及び運行計画に定めるところに従い、その業務を行っていないかった。  
（道路運送法第16条第1項）
  - ②従業員に対し、輸送の安全及び旅客の利便を確保するために誠実に職務を遂行するための指導監督が、効果的かつ適切に行われていなかった。  
（道路運送法第27条第3項）  
（旅客自動車運送事業運輸規則第2条第3項）

- 6 行政処分事業者に対する違反点数付与状況
- |                   |    |
|-------------------|----|
| 当該行政処分により付された違反点数 | 1点 |
| 当該事業者が付された累積違反点数  | 1点 |